

## 対応期限が迫る！「派遣法対策」のポイントとは？ 派遣会社向けセミナーを東名阪で6月に開催。 － 組織単位の期間制限と雇用安定措置対策の運用方法を徹底解説 －

人材採用・入社後活躍のエン・ジャパン株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：鈴木孝二）は、派遣業界に深い知見を持つ社会保険労務士法人すばる（本社：東京都中央区、代表社員：香田史朗、加藤治）を講師に迎え、派遣会社向けの「派遣ビジネスセミナー」を開催いたします。2018年6月に東京・大阪・名古屋の3都市で開催される本セミナーでは、派遣業界のさらなる発展を支援すべく派遣会社での実務経験豊富なコンサルタントが登壇。2015年7月から合計6回開催され、累計1000名以上の方が参加されました。

2015年改正の労働者派遣法により定められた「派遣3年ルール」（派遣社員を同一組織に派遣できる期間を3年に統一）が2018年10月より運用となり、派遣社員の雇用環境が大きく変わります。本セミナーでは、派遣3年ルールにおける「期間制限」や「雇用安定措置」への対策を解説します。

### セミナー概要

#### プログラム

##### 【1】組織単位における期間制限対策

- 組織単位の変更限度はどこまでか？ ●クーリング期間を設ければ同一スタッフを再度派遣は可能か？
- 期間制限対策として、無期雇用派遣の意義と課題 ●無期雇用化後、再度有期雇用となる場合の取扱い

##### 【2】雇用安定措置対策

- 雇用安定措置はどのレベルまで実施すればいいのか？ ●雇用安定措置義務発生後に雇止めは可能か？
- 期間制限の3年到来までに雇用安定措置義務を果たせなかった場合は？

※講師：社会保険労務士法人すばる 人材ビジネスコンサルタント 岡部訓二氏

#### 開催概要

**日程** 東京 - 6月28日、大阪 - 6月19日、名古屋 - 6月11日  
各回 13:30 ~ 15:30 ※受付開始 13:00

**会場** エン・ジャパン東京本社（西新宿駅）、  
大阪支社（梅田駅）、名古屋支社（久屋大通駅）

**定員** 東京 - 40名、大阪 - 20名、名古屋 - 15名

**参加費** 20,000円（税別）

**参加方法** 下記運営事務局宛にご連絡ください。  
[haken\\_support\\_team@en-japan.com](mailto:haken_support_team@en-japan.com)



※過去開催された派遣ビジネスセミナーの様子

**参加特典** 改正派遣法に関する小冊子贈呈

※本セミナーは取材を受け付けております。ご希望の方は、広報までお申しつけください。

本ニュースリリースに関する問合せ先

広報担当：森本、大原、松田、清水

<https://corp.en-japan.com/>

エン・ジャパン株式会社

〒163-1335 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー

TEL：03-3342-6590 FAX：03-3342-4507 MAIL：en-press@en-japan.com